



2022年8月10日

各 位

会 社 名 株式会社テラプローブ
代 表 者 代表執行役社長 横山 毅
(コード番号：6627 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役CFO 地主 尚和
(TEL 045-476-5711)

当社の台湾子会社における新工場の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社連結子会社であるTeraPower Technology Inc. (以下「TPW」といいます。)が、将来の購入を前提として、新たに建設する工場の建物及び土地を、当社親会社であるPowertech Technology Inc. (以下「PTI」といいます。)から賃借することを決定しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 新工場取得の目的

TPWは、半導体産業の中心である台湾にあり、半導体製造工程におけるテスト受託を主たる業務として、世界中の顧客から、半導体のテストを受託しております。

足元の半導体市場は、PCやスマートフォンなどの一般消費者向けで需要の弱含みが見られるものの、中長期的には、IoT製品、AIや自動運転・EV、5Gなどの分野を支えるキーデバイスとして、今後も市場の成長が期待されており、また、メタバースの普及なども市場の拡大に繋がると考えられています。

このような状況において、昨年から今年にかけて世界中で着工された複数の半導体新工場が、2023～2024年にかけて稼働を開始することが見込まれております。半導体の生産枚数の増加に伴い、半導体テストの需要も増加することが期待され、TPWの現状のキャパシティや、受託を想定している車載向け半導体やCPU、GPU、AIなどの需要の増加を考慮した結果、2～3年後に既存工場では対応が難しくなる可能性が高く、今後のビジネス拡大の機会を確実に捉えるため、新工場の取得を決定いたしました。

2. PTIから賃借及び購入をする理由

半導体産業が集中する台湾では、半導体工場に適切な土地の確保が容易ではなく、スムーズな新工場建設のため、PTIが所有する土地を活用することといたしました。

また、TPWの資金面での負担軽減及び台湾での転売規制等を考慮し、新工場はPTIが建設し、新工場の完成時(2024年前半を目途)から3年間、TPWがPTIから賃借し、その後PTIから土地及び建物を購入する予定です。

なお、新工場の仕様はTPWが決定し、新工場内のクリーンルーム構築、使用するテスト装置に係る設備投資につきましては、TPWが実施いたします。

3. 新工場の概要

(1)所在地	台湾新竹県湖口郷竹九段1898地號
(2)敷地面積	3,360.01㎡
(3)3年間の賃料	新工場の取得価額(※)に基づく減価償却費及び資金調達コスト等を基礎として決定 ※新工場建設に係る総費用によるため、現時点で算出不可 【ご参考】新工場建設費用見込額：1,062百万台湾ドル(4,885百万円※)
(4)3年後の購入価格	①土地：売買時点の市場価格に基づく鑑定評価額を上回らず、且つPTIの取得価格を下回らない範囲で決定 【ご参考】土地取得価格：176百万台湾ドル(809百万円) ②建物：売買時点のPTIの簿価に基づき決定
(5)資金調達	自己資金または銀行借入

※ 以下、1台湾ドル=4.60円で換算

4. 取引先の概要

(1)名称	Powertech Technology Inc.	
(2)所在地	No.10 Datong Road, Hsinchu Industrial Park, Hukou, Hsinchu 30352, Taiwan	
(3)代表者の役職・氏名	董事長 蔡 篤恭	
(4)主な事業内容	半導体後工程受託	
(5)資本金	7,591,466千台湾ドル(34,920百万円)	
(6)設立年月日	1997年5月15日	
(7)純資産 (2021年12月31日現在)	63,306,242千台湾ドル(291,208百万円)	
(8)総資産 (2021年12月31日現在)	118,587,022千台湾ドル(545,500百万円)	
(9)大株主及び持株比率 (2022年3月31日現在)	China Life Insurance Co., Ltd. 4.94% Cathay Life Insurance Co. Ltd. 4.45% Investment Account of Kingston Technology Corporation 3.94% Hermes Investment Funds Public Limited Company 3.73% Chunghwa Post Co. Ltd. 2.50%	
(10)上場会社と当該会社との関係等	資本関係	PTIは、当社議決権の11.84%を保有しており、同社の100%子会社である力成科技日本合同会社が保有している間接保有分48.82%と合わせて、当社議決権の60.66%を保有しております。
	人的関係	当社の取締役8名のうち3名が、PTIグループの役職員を兼任しております。
	取引関係	設備の賃貸があります。
	関連当事者への該当状況	当社の親会社であります。

5. 日程

(1)着 工	2022年9月（予定）
(2)完 成	2024年前半（予定）
(3)賃 貸 借 開 始	2024年前半（予定）
(4)生 産 開 始	2024年度中（予定）
(5)売 買 取 引	TPWとPTI間の賃貸借満了時

6. 今後の見通し

本件新工場に関する賃貸借及び生産開始は、いずれも2024年度中を予定しているため、2022年12月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

PTIは当社議決権の60.66%を保有する親会社であるため、本件新工場建設に係る賃貸借及びその後の売買（以下、合わせて「本件取引」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2022年4月11日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として「当社は、Powertech Technology Inc. 及びそのグループ会社との取引を行う際は、他の取引相手同様にコスト、適正利益を勘案して公正な取引を実施することにより少数株主の利益を保護する」旨を記載しております。

後記、「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」のとおり、本件取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じているため、本件取引は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、以下のとおり、本件取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。

①独立した法律事務所からの助言

当社は、その意思決定過程における透明性及び公正性を確保するため、独立した法務アドバイザーである光和総合法律事務所に本件取引の意思決定の過程及び方法並びにその他の留意点について法的助言を受けております。

②当社における利害関係を有しない第三者からの意見書の取得

当社は、本件取引に係る意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、本件取引を検討するにあたり、当社を除くPTIグループから独立し、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役の森直樹氏及び増子尚之氏に対し、(a)本件取引の目的の正当性、(b)本件取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本件取引の条件の公正性、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本件取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて検討を依頼いたしました。

当社の独立役員2名は、当社から、本件取引の意義及び本件取引に係る交渉過程等の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本件取引に係る資料の検討を行いました。

その上で、当社の独立役員2名は、上記(a)乃至(d)の事項につき慎重に協議及び検討を行った

結果、2022年8月10日付で、当社取締役会に対し、大要以下の内容の意見書を提出いたしました。

- (a) 本件取引の前提となる新工場の建設の必要性が高いこと、TPWの現在の事業規模との比較において過大な投資水準ではないこと、台湾における物件確保の困難さ、及び多額の初期投資負担を回避して新工場の確保が実現できることなどから、TPWが新工場を確保することには、経営上の必要性及び合理性が認められ、また、本件取引が対象会社の企業価値の向上に資すると判断することにつき特段不合理な点も認められないことから、本件取引の目的は正当であると認められる。
- (b) 当社は、本件取引について検討するにあたり、独立した外部専門家からの助言を取得するとともに、本件取引の条件に関して、PTIとの間で実質的な協議及び交渉を複数回にわたって行っており、かつ、本件取引の交渉過程において本件取引に特別の利害関係を有する可能性のある者はこれに関与していないことからすれば、本件取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められる。
- (c) 本件取引の価格の基礎となるPTIの土地取得価格については、法令に基づく入札手続により取得されていること、また建物の取得価格については、新工場の建設に際して、建設業者等の取引先の選定をTPWが行うため、TPWにとって不合理な価格が形成されることはないと考えられることから、本件取引の価格の基礎となる取引価格については適正妥当性が確保されていることが認められる。更に、本件取引における土地の売買代金は売買時点の市場価格に基づく鑑定評価額を上回ることはなく、新工場の賃借料及び売買代金は、実質上TPWにより決定される建物の取得価格に基づくPTIの簿価を基準とすることから、本件取引によりTPWが支払う対価は公正であると認められる。
- (d) 上記(a)乃至(c)の事項を前提とした上で総合考慮すると、本件取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる。

④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、本日の取締役会に先立ち、独立役員2名から入手した意見書その他の関連資料を参考の上、本件取引について慎重に協議及び検討を行いました。

当社は、公正性を確保する観点から、本日開催の取締役会においては、出席取締役8名全員に対し、本件取引にかかる説明を行った後、PTIの代表権を有する蔡篤恭氏、並びにPTIの役職員を兼務する謝永達氏及び曾炫章氏の3名については、利益相反を回避するため議場から退出し、残る5名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で本件取引を行う旨を決議いたしました。

以 上